

平成27年第3回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成27年9月8日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之 2番 田中唯登志 3番 廣崎誠治 4番 荒牧弘敏
5番 高畑広視 6番 宮崎昌宗 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 大山 晃 10番 茂呂孝志 11番 宮本理一郎 12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 今任和広・ 教育長 百留隆男・ 会計管理者 中 豊
総務課長 川口 彰・ 企画情報課長 福田正晴・ 開発交流推進課長 岡崎 浩
税務課長 福本豊彦・ 住民課長 佐矢野 靖・ 長寿福祉課長 末松克美
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 尾崎幸光・ 建設課長 永野英憲
教務課長 古原典幸・ 総務係長 熊谷豊司

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一

議会事務局 主任主事 友松 円

○議事日程

平成27年第3回定例会議事日程（1日目）

平成27年9月8日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 5号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 5 認定第 1号 平成26年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 2号 平成26年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 3号 平成26年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 4号 平成26年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 5号 平成26年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 6号 平成26年度奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 7号 平成26年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第41号 上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第42号 上毛町特定個人情報保護条例の制定について
- 日程第14 議案第43号 上毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第44号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第45号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第46号 平成27年度上毛町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第47号 平成27年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)

日程第19 発議第 5号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第20 発議第 6号 安保関連法（案）の撤回を求める意見書（案）

○委員会付託

総務、産業・建設常任委員会

- 認定第 1号 平成26年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について（所管分）
- 認定第 4号 平成26年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成26年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第41号 上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 上毛町特定個人情報保護条例の制定について
- 議案第43号 上毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 平成27年度上毛町一般会計補正予算（第2号）（所管分）
- 発議第 5号 上毛町議会議規則の一部を改正する規則について
- 発議第 6号 安保関連法（案）の撤回を求める意見書（案）

文教・厚生常任委員会

- 認定第 1号 平成26年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について（所管分）
- 認定第 2号 平成26年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成26年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成26年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成26年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第44号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 平成27年度上毛町一般会計補正予算（第2号）（所管分）
- 議案第47号 平成27年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○ 会 議 の 経 過 （初日）

開会 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから平成27年第3回上毛町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料として配付しておりますので、ごらんください。

○議長（安元慶彦君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、1番岩花議員、2番田中議員を指名します。

○議長（安元慶彦君）日程第2、会期の決定を議題とします。

お手元の運営資料をごらんください。

今期定例会の運営について、議会運営委員会に審議をお願いしたところ、9月4日運営委員会を開催していただき、本定例会の会期を本日から18日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から18日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から18日までの11日間とすることに決定いたしました。

○議長（安元慶彦君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から報告1件、決算認定7件、条例案5件、予算案2件と、議員提出の発議1件、意見書1件の合計17議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。お手元に配付の会期日程表（案）をごらんください。

本日の会議では、議案を一括上程し、町長提出議案については提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。ただし、報告第5号は、本日行政報告を受け、残りの16議案は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。また、議員から提出された発議1件、意見書1件につきましては、提出者の趣旨説明を受け、質疑を行った後、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで、皆様をお願いいたしますが、本日審議、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明に対する質疑にあわせて行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

9月11、12日、本会議を開催し、一般質問を行う予定ですが、11日に一般質問が全部終了すれば、12日は休会といたします。

9月14日を文教厚生常任委員会、9月15日を総務産業建設常任委員会の開催日にいたしたいと思います。

9月18日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

以上の件につきましては、議会運営委員会で協議し、決定を受けておりますので、御報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

日程第4報告第5号、日程第5認定第1号、日程第6認定第2号、日程第7認定第3号、日程第8認定第4号、日程第9認定第5号、日程第10認定第6号、日程第11認定第7号、日程第12議案第41号、日程第13議案第42号、日程第14議案第43号、日程第15議案第44号、日程第16議案第45号、日程第17議案第46号、日程第18議案第47号、以上15件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年第3回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上御参集いただき、厚く御礼申し上げます。また、先般8月25日の台風15号による被害も、本町においては非常に大きな影響もなく、対応においても誤りなく推移したことを報告いたします。

さて、我が国の2015年度の予算の概算要求は、総額で約102兆円と、過去最大を更新しました。2016年度は、安倍政権が、2020年度に新たな借金をせずに政策経費を賄うという、財政健全化計画のスタートの年でもあります。今後5年、本格的な歳出改革に取り組んでいくとしておりますが、1,000兆円を超す借金を抱える厳しい財政状況に加え、超高齢化で右肩上がりに増加する社会保障費をいかに捻出していくかが最大の課題と言えます。

また、今年度4月から6月期のGDPがマイナス成長に沈み、中国経済の失速など、世界的市場の混乱は歳出圧力を高める要因等となっておりますが、政府は歳出抑制につながる79項目を検討し、財政健全化を進める一方で、概算要求は過去最大を更新しており、一見矛盾するようにも感じられます。

重要なことは、今、たまごが先か、にわとりが先かの議論をしている場合ではなく、これは単年度では到底解決できないだろう財政健全化を速やかに成し遂げていくかであり、そのために、国も地方も一丸となって、一歩ずつ着実に目の前の問題を解決していくしか、ほかに道はありません。

そこで、全国の各自治体の奮起を促すために、それぞれが知恵を絞り、汗を流すことで、自立を目指す地方創生というものが地域に求められているのだと考えます。そして、これまでのような予算ありきでの責任の所在がはっきりしない事業ではなく、いかに効率的かつクオリティの高い全国に誇れるモデル事業にしていくかにかかっています。

そのためには、常日頃より夢や理想を掲げ、アンテナを張り巡らし、調査研究し、準備をしていくことが肝要です。孫子曰く、「およそ先に戦地において敵を待つ者はいっし、後れて戦地において戦いにおもむく者は勞す。故に、善く戦う者は人を致して人に致されず」。つまり、敵より先に戦地に行き敵を迎え撃てば、余裕を持って戦える。逆に、おくれて行けば戦いは苦しくなる、故に名将は人を致して人に致されず。相手に左右されず、自分が相手を左右する立場に立つ、主導権を握ることが必勝法である

と説いております。私ども行政も、心を一つにそのとき備える、まさにこの境地に立った予算執行、事業実施、そして住民サービスに心がけたいと存じます。何とぞ御理解、御協力あるいは御支援、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。今議会に提出しております案件は、報告1件、決算認定7件、条例案5件、補正予算2件、計15案件であります。順次、御説明をいたします。

報告第5号、平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、地方公共団体は、健全化判断比率等を毎年度、決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するとされており、今議会に提出し、平成26年度においては健全な財政状況であることを報告するものであります。

認定第1号から認定第7号までの一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者より各会計の決算書が提出されましたので、これを8月6日に監査委員の審査に付し、その意見書をつけて議会の認定に付すものであります。一般会計並びに各特別会計とも、事業目的に沿い、適切な執行に努めた結果、おおむね目標とする事業の成果が得られた決算となったと考えます。これもひとえに、議員各位を初め、町民の皆様の御理解、御協力のたまものと、深く感謝を申し上げる次第であります。今後とも、町民生活の安全安心を最優先に、事業の必要性や緊急性に配慮し、多様化する行政需要に的確に対応するとともに、将来を見据えた財政運営に努める所存であります。

議案第41号、上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例中の共済年金に関する記述を削除する必要があるため、本条例を一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号、上毛町特定個人情報保護条例の制定についてであります。社会保障・税番号制度の執行にあたり、上毛町において、特定個人情報の適切な取り扱いを行うため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例を制定するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規

定により議会の議決を求めるものであります。

議案第43号、上毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。議案第42号と同様に、社会保障・税番号制度の執行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号、上毛町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本条例につきましても同様に、社会保障・税番号制度の執行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号、上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。東下地区の農村環境整備事業の採択及び実施に伴い、関係受益者から分担金を徴収する必要があるため、本条例の一部を改正し、あわせて県営ため池等整備事業の完了に伴い、本条例を整備するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第46号、平成27年度上毛町一般会計補正予算（第2号）であります。今回の補正額は1億2,023万円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億1,641万2,000円とするものであります。

歳出でございますけれども、主なものといたしまして、総務費では、総務管理費において社会保障・税番号制度に伴う中間サーバー・プラットフォーム整備の負担金等を、また、大池公園西側の景観整備のための雑木伐採工事費を計上しております。

徴税费では、軽自動車税の重課課税の創設に伴い、初期登録日等の情報が必要となるため、その取り込み機能を追加するためのシステム改修の委託経費を、また、戸籍住民台帳費では、人事異動に伴う給料等の組みかえと、社会保障・税番号制度の執行による個人番号カード発行等に伴う経費を計上しております。

民生費では、児童福祉において、大平保育所の増改築に伴う工事費、備品購入費と、平成26年度の保育対策等促進事業費等の補助金が確定したために、返還金を計上しております。

衛生費では、保健衛生費において、職員の育児休業に伴う嘱託保健師等の賃金等を

計上しております。

農林水産業費では、農業費において、各種団体等の補助金と、農村環境整備事業で施行します、東下地区の暗渠排水工事費等を計上しております。

また林業費においては、荒廃森林再生事業に伴う交付金返還金を計上しています。

商工費では、ログハウス、手づくり村館及び道の駅の施設関係の修繕費、工事費、備品購入費を計上し、委託料では、道の駅の改革プロジェクト委託料と企業誘致のための適地調査委託料を計上しております。

土木費では、土木総務費において、人事異動に伴う給料等の組みかえを、また、道路橋梁費において、農村環境整備事業における下唐原地区の農道舗装工事が追加採択されたことに伴い、工事費等を計上しております。

教育費では、教育総務費において、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための上毛町いじめ問題対策連絡協議会を設置することを伴い、委員報酬を計上しております。

小学校費におきましても、コミュニティ・スクールの設置に向けての体制づくりの経費と、唐原小学校の放送設備の老朽化に伴う、備品購入費を計上しております。

中学校費では、バレー部の全国大会出場に伴い、今後の中学校部活の県大会等の出場見込みにより、出場補助金の追加をお願いするものであります。

また、社会教育費では、自治公民館等建築補助金の今後の申請見込みにより、追加計上をしております。

なお、国際交流費では、小学生の国際交流事業中止により、キャンセル料等の調査を現在行っていますが、今議会での減額補正は間に合いませんでしたので、次回の補正予算で減額処理をいたしますが、今回の補正は、タイからの交流小学生受け入れに伴う、国際交流推進協議会への補助金を計上しております。

今回の補正財源といたしましては、特定財源では、農村環境整備事業に伴う受益者からの分担金113万円、国庫支出金の社会保障・税番号システム整備費補助金と地方創生に伴う地域住民生活等緊急支援交付金等々あわせまして、1,886万1,000円、県支出金では、農村環境整備事業補助金、福岡県工場適地調査補助金等々あわせまして、837万円を計上しております。繰入金では、大平保育所増改築工事に伴う公共施設整備基金繰入金4,900万円を計上しております。

諸収入では、荒廃森林再生事業に伴う協定解除違約金として92万6,000円を計

上し、普通交付税1,526万8,000円と、臨時財政対策債の確定により、2,667万5,000円をそれぞれ増額し、充当いたしております。

議案第47号平成27年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は790万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,633万7,000円とするものであります。平成26年度退職者医療交付金が確定したことに伴い、返還額が生じたために補正をお願いするものであります。

以上、概略を説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安元慶彦君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）平成26年度の一般会計決算総括でしたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（安元慶彦君）総括になりますか。

○10番（茂呂孝志君）上毛町の主要施策の成果に基づいてやりますので。

○議長（安元慶彦君）はい。

○10番（茂呂孝志君）まず1点ですが、行政改革で繰上充用を行っているが、今後についての繰り上げの充用についてどのような計画をもっているのか、お尋ねいたします。

次に、大池公園周辺を上毛町の新たな玄関と位置づけ、交流定住増加、雇用創出のために整備を行っているが、なぜ大池公園整備をステップとしなければ、定住増加や雇用創出につながらないのか、お伺いいたします。

それから、プレミアム商品券の発行に対する補助ですが、所得の少ない方にも多く利用していただくためには、5,000円とか3,000円券など発行したら私はよいと思います。それと、限度額も設ける必要があると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

それから、今後の財政運営の留意点の中で、事務的経費の抑制を図るとあるが、事務的経費の抑制のためにはどのようなものを抑制しようとしているのか、区分でお答

えください。

それから、今後、平成28年度から普通交付税合併算定外の段階的縮小を十分考慮にしとあるが、歳出では重点政策の集中化を図ると述べていますが、町が考えている重点政策とはどういうものかお尋ねいたします。

行革については、義務的経費から投資的経費ではなく、投資的経費から義務的経費以外の経常経費ではないかと私はと思いますが、町長にはこの行革について、まずどこから手始めにやろうとしているのかお尋ねいたします。

それから、標準財政規模について伺います。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。あなたが今までおっしゃったことは常任委員会で質すことのできる内容ではないですか。私が言ってるのは、ただいま町長が提案理由の総括的な説明をしましたね。その中に対しての、この点はどうかということをお尋ねになってください。後で審議ができる分というのは本日はやらないように。

○10番（茂呂孝志君）ああ、そうですか。はい。

○議長（安元慶彦君）執行部、後日の件になりますけれども、今の質問に対して、今日お答えできるものがあれば本日やってもいい。（「後日」と呼ぶ声あり）はい。茂呂議員、後日、委員会の中で説明をするということでございますから、御了承願います。

ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）ほかに質疑なしと認め、町長の提案理由に対する質疑を終了します。

○議長（安元慶彦君）日程第19、発議第5号、上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について。

提出者に趣旨説明を求めます。

大山議員。

○9番（大山 晃君）上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

上記議案を別紙のとおり、上毛町議会会議規則第14条第1項の規定及び2項の規定により提出します。

理由。議会における欠席の届け出について、取り扱いについて、社会情勢を勘案し、

出産の場合の欠席届を提出することについて規定するものであります。次ページに規定案が提示されております。その次に、現行と改正案が出ておりますので御参照ください。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）大山議員の趣旨説明が終わりました。

質疑はありませんか。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）ちょっとお尋ねします。本上毛議会には女性の議員がただいま在籍していませんが、今後のためにこれを提出するということではございませんか。

○9番（大山 晃君）これは、交付の日からということになっておりまして、全国議長会からの提案でございます。全国議長会を経て、県の議長会からの提出案件でございます。上毛町には現在いませんけれども、おればすぐそれを適用せないかんということで、今回、可決をいただきたいものでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）ほかに質疑なしと認め、大山議員の質問に対する質疑を終了します。ありがとうございました。

○議長（安元慶彦君）日程第20、発議第6号、安保関連法（案）の撤回を求める意見書について。

提出者に趣旨説明を求めます。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）安保関連法案の撤回を求める意見書の趣旨説明を行います。

安保関連法案は、アメリカが起こすあらゆる戦争に自衛隊が参戦、軍事支援するものです。

法案は、これまで非戦闘地域に限定されていた米軍への後方支援、つまり兵たん支援を戦闘地域まで広げます。日本がどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して、米国とともに海外で武力行使に乗り出します。戦争に行きたくないとな法案に反対する若者たちを極端な利己的な考えと攻撃したこと自体、戦争法案だと告白

したようなものです。国会で暴露した陸・海・空自衛隊を束ねる統合幕僚監部作成の内部文書は、国会で法案が審議中にもかかわらず、8月中旬の成立、来年2月の施行を前提に新ガイドラインの実施計画、自衛隊を軍と呼び、米軍との軍軍間の調整所設置、日米共同の作戦計画のもとに自衛隊を活用させるなど、戦争法案が新ガイドラインの実行法であり、自衛隊を丸ごと米軍の指揮下に組み込むものであることが明らかになりました。国民の命と暮らしを守るどころか、国民、国会を無視した憲法を日米同盟に従属させる戦後最悪の法案であります。

以上の理由から、安保関連法案は撤回すべきと思い、この意見書を提出いたしました。議員各位の皆さんの慎重なる御審議をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）ただいまの趣旨説明の中に、無条件にこの法案はよくないという文言がございました。私は、戦争は、なるほど無条件に悪いことであることは言うまでもないと思っております。国は戦争を積極的に取り組もうとか、そういう考えは毛頭なく、またそのような法案ではないことは国民は百も承知の上でございます。

国土、国民、領土、領空、領海、国のあり方として、国と国民の安全安心を守り抜くのは当たり前のことでありますが、一方、日本を取り巻く諸国の侵出が目覚ましく、国土が脅かされているのは事実でございます。これに対して、自衛のための措置は最低限度講じておく必要はあると思うのであります。したがって、国の行為によって戦争を引き起こしてはならないことは言うまでもございません。しかし、無条件にこれを、この法案が悪いというところは承服しかねますゆえ、できますれば、文言・文章の一部改正をしていただくことを条件に賛成いたします。

○議長（安元慶彦君）宮本議員。今のは質疑ですか。宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）この内容を修正する気持ちはあるかどうかということを知りたいのです。

○議長（安元慶彦君）はい、ありがとうございました。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）具体的に示されていませんので、お答えようはないんですが、

宮本議員のおっしゃられる、日本を守るための自己防衛、これについては、必要最低限度の自己防衛は、私は憲法にも認められているし、国際上も認められていると考えています。

ただ、今世界で紛争が起こることは事実です。しかし、この紛争をどのようにして解決するかということは、外交努力に徹するべきであると私は考えています。韓国と北朝鮮が一時軍事衝突が起きましたけれども、それ以上のことはなく、話し合いで解決されたということで、外交努力でされたと私は思います。

答えになってるかどうかわかりませんが、私は自己防衛のため、日本を守るため、必要最小限の行為は認められると、今の憲法でもそう思っています。今の政府でも、1972年に個別的自衛権は憲法違反ではないけれど、集団的自衛権は憲法違反であるという政府見解を出していますよね。私はこれともちょっと矛盾するのではなからうかなと思ってるわけです。

以上です。

○議長（安元慶彦君）宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）おっしゃることはちょっとよくわかりませんが、国も、我々国民も、私自身もそうですけれども、積極的戦争論じゃないことは当たり前です。皆が自分の命を大事にし、国土を大事にし、国民を守っていただきたいと、国に対してはそう思っているわけで、国会周辺でいろいろなデモが現在行われてますけれども、そのほとんどの方々がやっぱり日本を守ってほしい、自分たちの命を守ってほしいという背景があって、しかし、他国から脅かされた場合は何とか守ってほしいということがあつた。それに対して政府は、国の責任として、最低限の自衛の措置をとろうとしているわけですから、そこには時代の推移とともに武器の進歩や財政的負担というのが当然起こってくるわけですが、それを総じて先鋭化しているというふうに見るべきではありません。あくまで国家、国民を守っていくという心の中で、国はこういう安心安全の対策を講じているというふうに見るべきであり、私が申し上げているのは、あなたが提案したこの意見書の文章の中に、そういった気持ちを込めた文言を入れていただきたいという意味でございます。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ですから、どういう文言が必要なのかについては、具体的にお示し願えれば、それは検討してもよろしいです。ただ、具体的な提案がなければお答

えのしようがないので、それ以上私も何も言えませんが、あればお示してください。

それから、先ほど言いましたように、軍事衝突が起きた場合、どのような方法で解決するかということですね。基本的には、外交努力が全てだと思います。そして憲法には、政府の行為により再び戦争の惨禍が起こることのないようにという憲法前文がありますよね。このことを尊重して、外交努力に私は努めるべきだと思います。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員、発言中ですけれども、宮本議員の質問に対して、イエスカノーか、これ以上かこれ以下かというようなことで、これはまた後日、常任委員会に付託しますけれども、本日のところは、見解の相違だけ申してもなかなか先に進まないと思いますが、いかがですか。

○10番（茂呂孝志君）いいですか。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ですから、補うところがあれば提案してくださいということです。文章の修正を言われるのであれば、どこをどういうふうに変えていただきたいかということ具体的に示さないと、私も答えようがないということであります。

○議長（安元慶彦君）わかりました。宮本議員、今の茂呂議員の答弁でいいですね。

○11番（宮本理一郎君）はい、わかりました。

○議長（安元慶彦君）修正は受け入れますということでございますから、文言は後日また協議をします。

これで茂呂議員に対する質疑を終わります。

失礼しました。ほかにありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（安元慶彦君）これから、本日行政報告を行う議案の上程を行います。

日程第4、報告第5号、平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川口 彰君）それでは、報告第5号について報告をさせていただきます。

平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査員の意見をつけて次のとおり報告する。

まず、健全化判断比率でございます。平成26年度健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、25年度と同様に、一般会計、奨学金特別会計、住宅新築資金特別会計とも、実質収支は黒字となっておりますので、実質赤字比率は表の中では数値が表示をされておられません。

それから、連結実質赤字比率でございます。算定対象となります、普通会計、国保特別会計、後期高齢者医療特別会計と、公営企業会計の全てにおきまして、実質収支が黒字のため、25年度と同様に、連結実質赤字比率は表中に数値が表示されていないところでございます。

次に、実質公債費比率でございます。これは普通会計と公営企業会計、それに一部事務組合の会計を含めたものでございます。本町におきましては、平成22年度をピークに元利償還金が減少している状況でございます。新規の起債を極力制限している反面、過疎債等の償還額が比較的大きな起債が順調に終了しているところでございます。平成25年度の10.6%から26年度では8%となっております。基準値の25%を下回っているところでございます。

それから、将来負担比率でございます。これにつきましても、起債残高の減少、それから基金積立額の増、適正な定員管理による、職員の退職手当見込額等の減少によりまして、25年度と同様に、将来負担比率につきましても、数字的には表示をされておられません。

それから、公営企業会計に係る資金不足比率でございます。農集排特別会計それから簡易水道特別会計とも黒字決算ということで、資金不足がないということで、数字的には表示をされておられません。

平成27年9月8日提出。上毛町町長、坪根秀介。

次のページと3ページ目でございますが、平成27年8月6日に、ただいま説明をいたしました内容について監査委員さんに審査をお願いした結果、審査意見書ということで監査委員さんの意見書をつけておりますが、2ページ目の2の審査結果の(1)の総合意見、それから3ページ目の(2)の個別意見、(3)の是正改善を要する事項に記載されていますように、健全な財政運営を行っている等々、また、特に改善すべ

き事項はないとの監査委員さんの審査意見をいただいているところでございます。

以上で報告及び説明を終わらせていただきます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で、本件の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）これから、議案の委員会付託を行います。

9月4日議会運営委員会の協議結果を資料として配付しております。運営資料4ページと5ページをごらんください。

なお、付託議案の朗読に際しても、議案名朗読は省略します。

認定第1号（所管分）、認定第4号、認定第5号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第45号、議案第46号（所管分）、発議第5号、発議第6号の10件は総務産業建設常任委員会へ。

認定第1号（所管分）、認定第2号、認定第3号、認定第6号、認定第7号、議案第44号、議案第46号（所管分）、議案第47号の8件は、文教厚生常任委員会へ、それぞれ付託をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（安元慶彦君）続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りいたします。

運営資料8ページ、委員会日程表（案）をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程表のとおり決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会の日程表のとおり開催することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。御苦勞でした。

散会 午前10時46分

平成27年9月8日